

令和 6 年度アクションプログラム

富山県担い手育成総合支援協議会

1. 本県の実情に即した担い手の育成・確保に向けた基本的考え方

国においては、農業就業者の高齢化、農地の分散錯綜等の課題解決に向け、担い手への農地集積・集約化、新規就農や経営継承の促進、農業経営の法人化の推進など、農業構造の改革が実行されている。令和 4 年 6 月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」で農業の競争力を強化し持続可能なものとするため、これまで進めてきた担い手への農地集積・集約化、2030 年輸出額 5 兆円目標の達成に向けた「農林水産物・食品の輸出力強化」、スマート農業技術の活用、化学農薬・肥料の低減、有機農業など「農林水産業のグリーン化」等に取り組まれている。また、令和 5 年 4 月には改正農業経営基盤強化促進法が施行され、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定とその達成に向けた農地中間管理機構を活用した農地の集約化等が進められている。さらに令和 7 年度に見直される「食料・農業・農村基本法」では見直しの方向性として食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標設定等による「食料安全保障の抜本的な強化」、農薬及び肥料の適正な使用の確保等による「環境と調和のとれた産業への転換」、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備等による「人口減少下における農業生産の維持・発展」、地域資源を活用した事業の促進等による「人口減少下における農村の地域コミュニティの維持」が示されたところ。

このような中、本県では、令和 4 年 3 月に改訂した「富山県農業・農村振興計画」に基づき、次代につなぐ生産体制を構築するため、

- ・ 経営発展に意欲的に取り組む農業経営者（認定農業者等）の育成と、集落営農組織の合併・連携や経営の複合化等を通じた組織の活性化による持続可能な地域営農体制の確立
- ・ 地域や産地が主体となった就農希望者の確保から定着まで一貫した受入体制づくり

などに取り組んでいる。また、経営体の経営体質の強化と新規就農者の確保・定着を図るため、関係機関と連携し、スマート農業の推進、中山間地域農業の振興、農福連携の推進、「とやま型農業経営モデル（平成 29 年 12 月策定）」の普及、経営者の管理能力の向上、地域や産地における就農相談や農業体験等の実施、後継者や従業員の資質向上などによる次代を担う青年農業者の育成、女性の起業化支援、高齢者の優れた技術や能力を発揮できる場の設定等に取り組んでいる。

富山県担い手育成総合支援協議会（以下、「県協議会」という。）においては、これらを踏まえ、経営所得安定対策等の県段階の推進組織である富山県農業再生協議会の構成員として一体的な活動を展開しつつ、担い手の育成・確保に係る活動について主体的に取り組むこととする。

具体的には、本県の農業就業人口の急激な減少が進む中、地域段階の担い手育成を支援する協議会（以下、「地域協議会」という。）と連携し、担い手の育成・確保に向けた活動方針の策定、担い手の経営改善等の支援に加え地域段階における農業経営の継承や就農意識の啓発、人材の確保等活動を支援する。また、地域協議会間での情報共有・連携を推進し、（認定農業者（個別経営、法人経営）や集落営農組織等の）効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手の育成確保と、地域や産地における新規就農者の確保・定着を図る。

2. 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保方針

（1）認定農業者の育成に関する基本方針

効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立

するため、国で示された農業経営基盤強化促進法の基本要綱（令和5年4月改正）に従い、未だ認定農業者となっていない経営体や認定新規就農者の認定農業者への誘導、後継者がいない既存の認定農業者の第三者への経営継承の推進など、新規の認定農業者を育成し、当面1,500経営体程度を維持する。また、既存の認定農業者が、農業経営改善計画に沿った経営改善を着実に進めるため、また、第三者への経営継承を実現するため「富山県農業経営・就農支援センター（農業経営サポートセンター）」やその他専門的な知識を有する者（以下「専門家」という。）を積極的に活用した支援を行う。

なお、農業経営改善計画の共同申請制度については、家族経営体における共同経営者の責任の明確化や円滑な経営継承に寄与すると考えられることから、その活用を促進する。

（２）集落営農組織の育成に関する基本方針

集落が持つ地域農業マネジメント機能の下、中核的な農業者等が不在・不足している集落などについては、市町村・農協等関係機関が連携して新たな集落営農の組織化を図る。

また、既存の集落営農組織にあつては、組織の活性化を図るため、経営規模の拡大、スマート農業機械の導入、園芸作物の導入等による経営の複合化など、持続的な経営発展を促す。さらに、構成員の高齢化や後継者不足による労働力不足を解消するため、集落営農組織の合併・広域連携や周辺の担い手との連携により、世代交代の促進や外部人材の雇用など労働力確保を図り、組織活動の強化を促進する。

（３）農業経営の法人化の推進に関する基本方針

経営体質の強化、新たな人材の受け入れ等による円滑な経営継承などをめざす個別経営や集落営農組織、複数戸からなる経営体について法人化を進めるとともに、法人化後における経営の複合化や多角化等経営の効率化と充実強化を促進する。

（４）担い手の現状と育成目標

	現在 (令和4年度)	育成目標 (令和8年度) (富山県農業・農村振興計画の中間年)
農業法人	787	850
うち、集落営農法人	461	480
集落営農組織 (一定要件を満たす集落営農数)	602	610
(参考) 認定農業者	1,538	1,510

３．農業サービス事業体の支援方針

水稻、大麦、大豆の乾燥調製等の一部の作業受託を行う農業サービス事業体については、本県の担い手を支援する事業体として育成を図る。

また、条件の整ったサービス事業体については、法人化を図るなど安定的な経営体への発展を図る。

４．農業に携わる幅広い人材の育成・確保方針

（１）新規就農者

令和4年3月に改訂した「富山県農業・農村振興計画」に基づき、「富山県農業経営・就

農支援センター（就農サポートセンター）や公益社団法人富山県農林水産公社に配置された就農コーディネーター、とやま農業未来カレッジ等の関係機関、地域・産地と連携して、次代の富山県農業の未来を支える意欲ある新規就農者の育成・確保を図るため、就農前の青年等就農ビジョン、就農後の青年等就農計画制度等を活用して、就農啓発や就農相談、技術修得研修、就農、そして定着までを総合的に支援する。

- ・ 新規就農者の育成・確保目標（令和８年度） 年 120 人以上（令和４年度 84 人）

（２）女性農業者

「富山県農山漁村女性活躍プラン」（令和４年６月改定）に基づき、女性の経営参画、地域社会への参画、男女共同参画の意識の醸成を図る。

- ・ 女性の起業活動・農村女性起業件数（令和８年度目標） 210 件
- ・ 女性が主体的に経営参画する農業経営体数（女性認定農業者＋女性役員のいる農業法人）（令和８年度目標） 250 経営体

５．農地の有効利用の促進に関する方針

（１）担い手への農地の集積集約の促進に関する方針

優良農地を確保し、継続的に有効利用を図るため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、農地中間管理機構を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地の集積・集約化を図る。

また、市町村で策定が進められている地域計画に基づき、農地中間管理機構が個別経営、集落営農組織、法人経営等の担い手に確実に農地を転貸できるよう市町村等関係機関と連携して、農地の利用調整活動を通じた助言・指導に努める。

- ・ 担い手による経営面積の割合（県内の耕地面積に占める担い手の耕作面積割合）（令和８年度目標） 74%（令和４年度 68.8%）

６．アクションプログラムの実現のために必要な活動に関する事項

（１）支援体制等の整備

- ・ 地域協議会の活動を支援するとともに、県農林振興センターのコーディネートのもと、担い手に対して一体的に支援する体制の構築を図る。
- ・ 経営所得安定対策等の国の補助事業や県単独事業など、担い手に対する支援策の積極的かつ総合的な活用を図る。

（国の補助事業）

経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、農地集積・集約化対策事業（機構集積協力金）、農地利用効率化等支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、就農準備資金、経営開始資金、雇用就農資金、サポート体制構築事業）、農業人材力強化総合支援事業（農業次世代人材投資事業、農の雇用事業）、農業経営・就農支援体制整備推進事業（農業経営・就農サポート推進事業）、農山漁村発イノベーション推進事業など

（県単独事業）

富山県担い手育成・確保総合支援事業、農業経営体法人化等支援事業、「とやまの産地で就農・定着」促進モデル事業、「次世代につなぐ集落営農」活性化総合支援業、中

山間地域等条件不利農地集積支援事業、就農スタートアップ支援事業、集落営農広域連携促進事業、がんばる女性農業者支援事業、女性が変わる未来の農業推進事業、6次産業化とやまの魅力発信事業など

(2) 県及び地域段階における情報の共有化等

- ・各種支援策が必要とされる担い手に適時に投入されるよう、各市町村における実質化された人・農地プランや地域計画に位置づけられた担い手に関するデータ・情報の整備を進めるとともに、地域協議会との間の情報等の共有化を促進する。
- ・担い手の育成・確保に向け、農業経営の継承、就農意識の啓発、人材の確保等の観点から行う、県段階や各地域で独自に実施している取り組みについて、積極的な情報の共有を図り、各地域協議会における活動の円滑化を図るものとする。

(3) 地域リーダーの育成とネットワーク化

- ・地域農業の担い手育成において主体的な役割を果たす地域リーダーの育成と交流を促進する。

7. 年度活動計画

(1) 本年度の活動の重点

地域協議会との連携のもと、効率的かつ安定的な農業経営に向けた経営規模の拡大や集落営農の組織化・法人化、農業経営の継承、新規就農者の受入体制の整備など、担い手育成・確保を推進する。

(2) 数値目標

数値目標項目	R2 実績	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R8 目標
① 認定農業者の育成 (経営体/年)	1,585	(20) 54	(50) 43	(50)	(50)	(50)	(50)	1,510
② 農業法人の育成 (法人/年)	769	(4) 15	(14) 3	(16)	(16)	(16)	(15)	850
うち集落営農法人 (法人/年)	452	(4) 6	(5) 3	(5)	(5)	(5)	(4)	480
③ 集落営農組織の育成 (組織/年)	599	(7) 0	(2) 3	(2)	(2)	(2)	(2)	610
④ 新規就農者の育成・確保 (人/年)	80	(60) 61	(120) 84	(120)	(120)	(120)	(120)	120
⑤ 女性が主体的に経営参画する農業経営体数 (経営体/年)	209	(3) 9	(7) 3	(8)	(7)	(7)	(7)	250
⑥ 女性起業件数(件)	190	(200) 191	(210) 193	(210)	(210)	(210)	(210)	210

※上段が目標、下段が実績、②、③、⑤については過年度実績に応じて見直し

8. 本年度における対策・課題ごとの取り組み

担い手の育成・確保に係る目標を達成するため、経営所得安定対策のほか、県単独事業等を活用しながら、以下の取り組みを行う。

(1) 担い手育成総合支援協議会活動

県協議会は、地域協議会と連携しながらアクションプログラムの推進を図る。

特に、各市町村における農業経営の継承、就農意識の啓発、人材の確保等の観点から行う活動への支援の実施と、地域計画等に位置づけられた担い手の育成・確保状況の把握、経営継承に向けた研修会開催等に努め、各地域協議会の巡回指導、啓発資料の作成等を行う。

なお、上記活動を推進するためマネージャーを設置する。

(2) 農業経営者総合サポート活動

農業経営・就農サポート推進事業の実施主体として、県が設置した「富山県農業経営・就農支援センター（農業経営サポートセンター）」を通じ、経営体が抱える課題に合わせて多様な相談内容に対応するため、以下の活動を実施する。

- ・ 農業経営に関する相談窓口の設置
- ・ 経営体の支援方向を決める経営戦略会議の開催
- ・ 税理士、社会保険労務士、司法書士等専門家の委嘱
- ・ 経営体ごとの支援チームの編成と専門家等の派遣
- ・ 専門家を活用した経営診断会や経営相談会等の開催
- ・ 法人化・経営継承・相続、労務環境の改善・管理及び労働力確保に関する支援の実施と相談会等の開催
- ・ 既存の認定農業者、新たに農業経営改善計画の認定を受ける者への農地の利用集積の促進
- ・ とやま型農業経営モデル経営体の育成及び普及推進
- ・ 就農希望者の円滑な就農に向けた就農情報の収集及び提供
- ・ 農業経営法人化支援事業の事務
- ・ 認定農業者や集落営農組織等を対象とした法人化説明会の開催

(3) 経営改善・能力向上支援活動

認定農業者等の経営分析及び税務等の基礎的知識の向上を図るため、以下の活動を実施する。

- ・ 経営管理能力の向上のための複式農業簿記研修会の開催
- ・ 経営指導担当者を対象とした研修会の開催

(4) 集落営農組織の育成

新たな集落営農の組織化や組織活動の強化・活性化を図るため、以下の活動を実施する。

- ・ 集落営農啓発資料の作成・配付
- ・ 集落リーダー等を対象とした研修会の開催
- ・ 共同作業組織の協業経営化、法人経営体への移行など、経営所得安定対策の加入要件を満たす、より経営体質の強い組織への誘導
- ・ 集落営農組織の合併・広域連携や周辺担い手との連携、園芸作物の導入等による経営の複合化等、持続的な経営発展の推進、構成員の後継者育成、外部人材の雇用による組織活動の強化

(5) 新規就農者の育成・確保

新規就農者の育成・確保を図るため、県協議会において地域協議会と就農希望者や地域・産地の受入情報を共有する推進体制を整備し、富山県農業経営・就農支援センター（就農サポートセンター）を通じたマッチング機能を強化するとともに、地域協議会等が行う以下の活動を支援する。

- ・ 新規就農者の受入産地の掘り起こし
- ・ 就農等希望者リスト、農業求人リスト及び第三者継承希望者リストの作成
- ・ 就農等希望者への支援体制の整備
- ・ 就農等希望者の意向確認と支援情報の提供
- ・ 農業法人等への就農支援
- ・ 農業経営の継承支援

(6) 担い手の交流促進

認定農業者等の連帯感や農業経営の法人化や経営改善への気運の醸成を図るため、以下の活動を実施する。

- ・ 認定農業者等の交流会の開催
- ・ 担い手優良活動事例の調査及び報告書の作成
- ・ 全国担い手交流会、全国優良事例発表会等へ参加

(7) 経営の多角化・高度化の推進

経営体の育成状況や発展志向（6次産業化、輸出など）に応じた多角化・高度化による経営の発展と充実強化を推進するため、以下の活動を実施する。

- ・ 消費者等の多様なニーズに対応した商品の開発に向けた意見交換等を行う検討会の開催
- ・ 上記検討会での検討・分析に資するための市場調査や特産品等開発情報の収集
- ・ 認定農業者等の開発した特産品等の食品産業、消費者等との結び付けを行う商談会の開催
- ・ 専門家による個別支援の実施
- ・ 農業法人の人材育成活動への支援

(8) 農業経営者組織の活動強化

認定農業者等により組織される富山県農業者協議会との連携を図り、経営能力や農作業安全意識の向上を図る研修会を共催するなど、同協議会の組織活動強化のための支援を実施する。

(9) 地域農業に関する調査・研究活動

農業・農村の発展に寄与することを目的に、地域の担い手が経営発展（法人化、複合化、多角化等）に取り組む際に生じる問題等を調査し、関係機関と連携しながら問題解決に向けた対応方策等の研究を行い、その内容の普及を図る。

(10) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務の実施

県協議会は、積立金管理者として収入減少影響緩和交付金の積立金管理業務を行う。

(11) その他

上記の他、担い手育成・確保のため、必要な活動を実施する。